

## 平成29年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 5月26日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名  
1番 金崎 均            2番 水町 茂            3番 大西 準一  
5番 大福 裕子        6番 木浦 由子        7番 森 清一  
8番 永友 祥一        10番 永友 定己        11番 坂本 幸  
12番 宇治橋 俊美    13番 永友 清太        14番 渡瀬 俊弘  
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第5 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の決定について  
第7 議案第25号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成  
に向けた活動計画について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭            局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成29年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

こんにちは、本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する

法律第27条第3項により、総会は成立しております。本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、14番 渡瀬俊弘副会長・1番 金崎均委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日5月26日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。

【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日5月26日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

#### [事務局]

2ページをお開きください。業務報告【5月】です。

9日(火)高鍋町農業者年金受給者協議会総会がホテル泉屋で行われました。委員9名、事務局から全職員が出席しております。11日(木)平成29年度第2回高鍋町特別融資制度推進会議が高鍋町役場で行われております。会長、事務局からは三笠補佐が出席しております。12日(金)全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回が高鍋町役場で行われております。会長、大福委員、事務局から佐野主査が出席しております。同じく12日(金)平成29年度西都児湯市町村農業委員会連絡協議会通常総会が川南町役場で行われております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。15日(月)第14回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われております。会長が出席しております。同じく15日(月)尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が川南町役場で行われております。会長が出席しております。18日(木)高鍋町農業委員会委員選定委員会が高鍋町役場で行われております。事務局から鳥井が出席しております。19日(金)同じく高鍋町農業委員会委員選定委員会が高鍋町役場で行われております。事務局から鳥井、三笠補佐が出席しております。22日(月)現地調査です。会長、大西委員、大福委員、事務局からは鳥井が出席しております。24日(水)平成29年度西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会通常総会が都農町役場で行われております。会長、事務局からは佐野主査が出席しております。26日(金)本日です。平成29年第5回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席です。

次からは予定になりますけれども、業務報告として報告させていただきます。

29日（月）30日（火）全国農業委員会会長大会が東京で行われます。会長が出席いたします。31日（水）平成29年度高鍋町環境保全型農業推進協議会総会・平成29年度高鍋町新農業振興対策協議会総会・高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が高鍋町役場で行われます。会長が出席いたします。

つづきまして業務計画【6月】です。8日（木）平成29年第2回高鍋町議会定例会開会予定となっております。高鍋町役場 議場で行われます。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席予定です。14日（水）第15回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われます。会長が出席予定です。21日（水）現地調査です。坂本幸委員、渡瀬副会長、永友定己委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28日（水）平成29年第6回高鍋町農業委員会総会、高鍋町役場で行われます。全委員、全職員出席予定です。同じく28日（水）平成29年度高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会を行います。総会の後に行いたいと考えているところです。よろしくお願ひいたします。

それと、5月15日（月）の第14回常設審議委員会につきましては、会長と事務局から県の案件がございましたので佐野主査が常設審議委員会で転用関係の説明をしたところです。業務報告、業務計画につきましては以上です。

#### [事務局]

3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

農地法5条申請。平成29年4月21日現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は駐車場・農産物倉庫・回転場で問題ありません。

農業委員会ネットワークから諮問に同意するとの意見をいただいております。許可日に関しては関係機関と調節中ということでございます。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は庭園・進入路で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は二世帯住宅及び車庫兼倉庫で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は露天駐車場で問題ありません。

この案件に関しては15日付けで許可がでる予定となっておりますが、いまのところ届いておりません。

4ページをお開きください。「農地移動適正化あっせん事業取下げ願について」です。

1番 申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑 面積 8,093 m<sup>2</sup> 外2筆。平成29年第1回高鍋町

農業委員会総会において、大西委員及び森委員があっせん委員に指名された売渡又は貸渡申出につきまして、5月15日に受任者及び相続人である〇〇〇〇氏より取下げ願が提出されました。取下げの理由につきましては、今後も継続して自作することに方針を変更したことによるものです。以上です。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[7番]

来月の業務計画の中で28日に認定農業者の審査が入ってなかったでしょうか。6月は。

[事務局]

わたしはまだ聞いてないです。連絡があり次第またお願いします。

[議長]

その他、何か意見はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをお開きください。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 賃貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 1,593 m<sup>2</sup> 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の宇治橋委員お願いいたします。

[12番]

説明いたします。これはですね、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの賃借権の設定でございます。現地は〇〇の〇〇を南に200m位行った所にある田んぼでございます。現在〇〇〇〇さんは、その現地の南側の大型ハウスでミニトマトを栽培されております。現地を見ますと、いまハウス増設の根石が座っている

ところでございました。増設後はミニトマトを栽培する予定だそうです。

〇〇〇〇さんの夫婦は〇〇と若く、意欲的に農業をされ、飼料稲など作付けされており、将来的にも頑張っておられます。

ちなみに借地料は反当〇〇円、総額〇〇円となっております。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

22日の日に坂本会長、大福委員、わたしと、それから局長と4人で行って参りました。いま宇治橋委員が言われたように、これは〇〇と〇〇ののだいたい境目にある土地だそうです。〇〇〇〇さんのハウスの基礎はちゃんとしてあって、ハウスを建てるばかりになっていました。ハウスを建てられるのだったら、別に問題はないのかなと思いました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

借受人は〇〇地区において、ミニトマト・飼料稲を栽培しております。今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積  
187 m<sup>2</sup> 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇町大字〇  
〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の永友祥一委員お願いい

たします。

[8番]

説明します。申請地は〇〇の西側にある住宅地のまだ更に西側にある農地で、登記は畑となっておりますが、現況は水稲が作付けされております。

譲受人の田んぼは、この土地の両横にありまして、以前より借りて耕作をされていたそうです。今年になって本人に譲って欲しいという相談をしたら、程よく承諾され、今回の申請となりました。よろしくお願ひします。

代金が反当辺り〇〇ということで、少し上乗せをして〇〇円位支払おうかなと言われておりました。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

22日に鳥井局長、坂本会長、大西委員、大福で現地調査を行いました。永友祥一委員がおっしゃったように、早期水稲が作付けされておりますが、長年に渡っての管理が良いのか、水稲の状況も非常に良かったと思います。問題はないものと思われまふ。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えまふ。

譲受人は〇〇地区において水稲を栽培しており、今回の申請は、農地の集約を目的に自作地の隣接地を取得するものであり、申請地においては水稲が栽培される予定です。農地利用については従来と同じく肥培管理が実施されることから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませぬか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めまふ。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次、3番。本案件につきましては、〇〇〇〇本人の案件となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項に該当し、〇〇〇〇につきましては、この案件への議事参加ができませんので、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

[事務局]

3番 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 820 m<sup>2</sup> 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当代理の渡瀬副会長お願いいたします。

[14番]

説明をいたします。場所が〇〇の下の〇〇の中にこの田んぼはございまして、この地域の〇〇〇〇を〇〇〇〇さんがやっておられまして、この〇〇〇〇さんの田んぼの畔の草刈りとか、ずっといろいろな面倒をみてきたようであります。

〇〇〇〇さんは街中で〇〇〇〇をやっておられる方です。高齢で〇〇まで道程も遠く、管理が難しくなったということで、農業廃止ということで、〇〇〇〇さんに〇〇で譲るということになったそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

説明いたします。この土地は、先日22日の日に4人で行って参りました。現在は耕耘機をかけられて、田を植えられる準備をしておられました。山陰でちょっと出来が悪いところだと思いますが、〇〇〇〇さんにいまから頑張りたいと思いますので、別に問題はないと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

今回の申請は、譲渡人の農業廃止に伴う〇〇であり、近隣で水稻を栽培する譲受人が農地を引き取る形となります。今後、申請地においては水稻が栽培される予定であり、農地利用については従来と同じく肥培管理が実施されることから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

〇〇〇〇、席へお戻りください。

次に日程第5 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 面積 405 m<sup>2</sup>  
所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 譲受人 〇  
〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は建売住宅となります。担当の永友  
定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。申請地は所有権の移転で農地の所在は大字〇〇字〇〇 〇〇番  
です。この場所は、〇〇〇〇の北側で、広さは 405 m<sup>2</sup>です。〇〇〇〇さんから  
〇〇〇〇さんへの移転です、お願いします。

11ページをご覧ください。汚水については南側の公共下水道へ、雨水は南  
側の道路側溝へ流されるとのことです。何も問題はないかと思われまので、  
よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願  
いします。



[5番]

22日4名で現地調査を行いました。永友定己委員が説明をされたように、〇〇〇〇であるとか〇〇〇〇の位置するところなのですが、現在盛り土が若干されておりまして、草が生えておりました。住宅としては、環境的にも問題はないかと思われまます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、水道管、下水道管2種類が埋設された4m以上の道路沿道の区域に位置し、500m以内に2つ以上の公共施設を有する地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は建売住宅であり、面積は405㎡となっております。

譲受人は申請地を3区画に分筆し建売住宅を3棟建築し土地とともに販売したく申請に及んでおります。

北側は田、西側及び東側は宅地、南側は道路となっております。土地境界にはブロック塀をし土砂の流出を防ぎ、近隣の耕作物その他に被害を及ぼさないよう留意することとなっております。汚水は公共下水道へ、雨水は南側道路側溝へ放流することとなっております。なお、このことについては確約書が添付されております。

事業費につきましては、土地購入費〇〇円、建物建築費〇〇円、造成費その他〇〇円、総額〇〇円となっております。

なお、資金につきましては預金通帳のコピーが添付されており、資金的には問題ないと判断いたします。

〇〇〇〇からは農地転用に伴う措置等については協議が整い、〇〇〇〇としては差し支えないとの意見書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第6 議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17ページをお開きください。議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,424 m<sup>2</sup> 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この本地はですね、平成24年に特例事業の活用により、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇に売渡が行われたものです。〇〇〇〇から〇〇〇〇さんに利用権設定されていた農地となりますが、本年度6月20日をもって利用権の5年間の期間満了を迎え、〇〇〇〇から〇〇〇〇さんへの売渡となります。金額は〇〇円となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 4,430 m<sup>2</sup> 外6筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明します。〇〇〇〇さんは繁殖牛をずっとされていて、〇〇〇〇さんの田んぼも何年も前から飼料稲を作付けされていて、〇〇〇〇さんのお父さんは何年前か前に亡くなっていて、もう出来ないということで、〇〇〇〇さんに売渡をお願いされたそうです。それで〇〇〇〇さんが買うことになって、総額が〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして日程第7 議案第25号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

18ページをお開きください。議案第25号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を説明させていただきます。

この件につきましては、第3回総会時にご審議いただくとともに、ご承認いただき4月に高鍋町ホームページへ掲載し、また、窓口にて縦覧し、広く意見の募集を1ヶ月間行いました。意見はございませんでした。

そのことを報告し「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を原案のまま再度提案し承認をいただくものです。

なお、詳細につきましては第3回総会にて説明をさせていただいておりますので省略させていただきます。以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

それでは、これをもちまして、平成29年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時33分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長                      会 長

署名委員                      1 4 番

署名委員                      1 番